

有機JAS認証および県認証に取り組んでいる農業者の皆様

取組内容に応じた助成を行います！

〈宮城県有機JAS認証等取組拡大支援事業〉

事業概要

- ①みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度（県認証）への新規登録
- ②有機JAS認証および県認証の取組面積拡大
- ③取組のステップアップ

上記の取組面積に応じて、**最大10万円**補助します。

補助対象となる条件・取組

- ✓ 宮城県内の農業者、法人等のうち、下記対象期間内に有機JAS認証のほ場実地検査を受けた者および県認証登録を受けた者（団体認証を受けている場合は、その団体）
- ✓ ①県認証新規登録支援：慣行栽培から新たに県認証登録を行った場合(20,000円/10a)
- ②面積拡大支援：有機JASおよび県認証の面積拡大を行った場合(10,000円/10a)
- ③ステップアップ支援：県認証区分のステップアップを行った場合(5,000円/10a)
※ステップアップについては裏面Q&A参照

※前年度からの拡大面積に応じて助成

※①～③いずれも重複申請は不可

※申請可能な下限面積は下記のとおり（団体認証は別途面積要件あり）

- ・①および②：土地利用型作物（水稻・大豆・麦類）30a、園芸作物区分（露地・施設野菜、果樹等）5a
- ・③：区分品目・団体認証等を問わず10a

補助対象期間 **2026年4月1日～2027年2月28日**

一次募集期間 **2026年12月25日（金）** ※予算上限に達し次第募集終了となります。



有機JAS認証



県認証

本事業の詳細については、こちらに掲載しています。
（申請書などの様式のダウンロードはこちらから）



<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/yuki-jas-shien.html>

本事業は「みやぎ環境税」を活用しています。

事務局
・
提出先

宮城県 農政部 みやぎ米推進課 環境対策保全班

TEL：022-211-2845

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1

申請に関するQ&A

Q

いつの時点で認証・登録を行ったものが交付対象となりますか？

A

2026年4月1日（火）～2027年2月28日（土）の期間に有機JAS認証および県認証にかかる総費用の支払いが完了しているものを申請対象とし、**上記期間に総費用の支払いが完了していない場合は交付対象外となります。**

Q

昨年度、慣行栽培から有機栽培への転換2年目であり有機的管理を行っていたが県認証①区分の登録を行っていない。今年度有機JAS認証を新規取得した場合、交付対象となるか。

A

前年度に県認証登録を行っていないことから、ステップアップとは判断できないため、交付対象外となります。

Q

団体認証を受けている場合、団体に属する個人が水稻面積を30a拡大すれば交付対象となりますか？

A

団体認証を受けている場合、団体の代表者から交付申請を行ってください。団体に属する個人からの交付申請は不可とします。また、団体として要綱に規定された面積（例：土地利用型作物で1ha以上等）を拡大しなければ、補助対象とはなりません。

Q

有機JAS認証について、年次調査に係るほ場実地検査を受検した結果、一部ほ場が不合格であった場合、交付対象とはなりませんか？

A

年次調査に係るほ場実地検査を受検し、一部ほ場が不合格の場合、不合格分の面積を除いた合格分の面積が交付対象となります。

Q

ステップアップとはどのような取組ですか？

A

本事業におけるステップアップとは以下のことを示します。

- ・前年度県認証④区分から今年度①、②または③区分への移行
- ・前年度県認証③区分から今年度①区分への移行
- ・前年度県認証②区分から今年度①区分への移行
- ・前年度県認証①区分から今年度有機JAS認証への移行

事務局
・
提出先

宮城県 農政部 みやぎ米推進課 環境対策保全班

TEL：022-211-2845

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1